

フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託企画競争募集要領

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「協会」という。）のフルーツ王国岡山めぐりクーポン事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

令和4年2月15日

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
会長 石井清裕

1 目的

JRグループ6社と地元自治体、観光関係団体等が連携して、全国に観光誘客宣伝を展開する大型観光キャンペーン「岡山DC（デスティネーションキャンペーン）」（実施期間：令和4年7月～9月）の実施に伴い、岡山市内に点在する飲食店、カフェ、農園、施設等で提供される、岡山のフルーツを素材にしたメニューを割安料金で利用できる観光客向けクーポンを販売するとともに、市内に広がる観光資源をWEBサイトやリーフレット等で紹介することを通じて、岡山市を訪れる観光客に岡山市のフルーツの魅力と多種多様な観光資源を楽しんでもらい、中心部や一部の地域だけでなく市域全体への観光誘客促進と経済活性化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 委託名 フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和5年1月31日（火）まで
※契約日は令和4年4月1日以降とする。
- (4) 概算予算額 8,910,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) その他 本事業は、岡山市の負担金を財源に実施するため、岡山市議会で、本事業にかかる令和4年度岡山市一般会計当初予算の議決が得られないとき、またはその予算執行の承認が得られないときは、本企画競争に係る委託業務を行わない。

3 参加資格

- (1) クーポン制作・販売事業の実績があり、かつ2（4）で示した規模相当の実績があること。
- (2) 本事業の仕様書等の交付日時点で協会会員であること。また、支店、営業所等が岡山市内にあり、連絡調整が迅速に行えること。
- (3) 協会との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き開始の申し立て、民事再生法による再生手続き開始の申し立て、または破産法による破産の申し立てがなされていないこと。

4 日程及び期限

- (1) 仕様書等の交付 令和4年2月15日(火)
- (2) 仕様書等に関する質問受付 令和4年2月25日(金)午後5時30分まで
- (3) 仕様書等に関する質問回答 令和4年3月2日(水)午後5時30分までに回答予定
- (4) 企画提案書等の提出 令和4年3月3日(木)～令和4年3月8日(火)正午(必着)まで
- (5) ヒアリングの実施(予定)
日時 令和4年3月15日(火)
場所 岡山商工会議所内の会議室
※詳細は後日連絡する。

5 仕様書等の交付方法

岡山市公式観光サイト「おかやま観光ネット」のお知らせからダウンロードすること。

■ホームページアドレス (<https://okayama-kanko.net/sightseeing/>)

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

本事業に係る質問票【様式3】に質問事項を記載し、電子メールにより、(公社)おかやま観光コンベンション協会事務局(以下「事務局」という。)へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、電話(事務局直通 086-227-0015)により、着信の確認を行うこと。

■電子メール：komagine@okayama-kanko.net

(2) 回答方法

岡山市公式観光サイト「おかやま観光ネット」のお知らせへ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

事務局宛に、「フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送、または持参すること。

(2) 提出書類

①企画競争(プロポーザル)参加申請書【様式1】

②会社概要(任意様式)

③類似事業実績一覧【様式2】

④企画提案書(任意様式)

ア 用紙は原則としてA4版仕様とし、縦置き横書き(横綴じ)とすること。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 本事業の取組方針を示すこと。

ウ 「フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託仕様書(案)」4. 委託業務内容

の(1)～(5)に定める各業務の具体的な実施方法を示すこと。

⑤事業実施の体制(任意様式)

- ・どのような体制及び人員で事業を実施するのかが分かる体制図を作成すること。また、本業務の業務責任者について、氏名・所属・役職・職務経歴等を具体的に記載すること。
- ・事業実施にあたり、他の法人・団体等に一部業務を再委託したり、連携、共同して実施する場合、体制図に分かるように掲載すること。

⑥事業実施のスケジュール(任意様式)

⑦経費の積算表(任意様式)

- ・本業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、所要経費等を全て見積もること。なお、消費税及び地方消費税を含む、またはそれがわかる積算表とし、税抜額のみでの積算表としないこと。

(3) 提出部数 各11部

- ・社名、代表者印のあるもの1部(正本)
- ・社名、代表者印のないもの10部(副本)

※参加申請書【様式1】は正本1部のみで可。

※副本では、提出書類すべてにおいて社名・代表者印は一切表示しないようにすること。

なお、実施体制図等で他の法人・団体等の名称が出ることは妨げない。

(4) 注意事項

- ①連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記入すること。
- ②提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されない。
- ④提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤参加申請書の提出後の辞退については、取り下げ願い書【様式4】を令和4年3月8日(火)正午までに事務局へ持参により提出すること。提出期日以降の取り下げ願い書は受け付けない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、岡山市と協会で構成するフルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託審査会(以下「審査会」という。)で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

- ①審査会は、提出書類により審査を行うが、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ②審査会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。
- ③提案者多数の場合は、審査会に先んじて書類による一次審査を行うことがある。
一次審査は評価基準を基に行う。

(3) ヒアリングの実施(予定)

ヒアリングを実施する場合は時間、場所及び実施内容等の詳細とともに令和4年3月9日(水)に通知する。

(4) 提案書等の特定をするための評価基準

①別紙1「フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託企画提案書等評価基準」のとおり。

②審査点数の平均点が60点を下回る提案については、最適提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽または不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に審査会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合（ヒアリングを実施した場合）

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他審査会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは、提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。審査会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。なお、最適提案者と協議が整わない場合、または最適提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。

(3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。

(4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とする。

(5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

(6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。

【提出先・お問い合わせ先】

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会事務局 担当：駒木根

〒700-0985 岡山市北区厚生町三丁目1番15号 岡山商工会議所6階

電話：(086) 227-0015

FAX：(086) 227-0014

電子メール：komagine@okayama-kanko.net

フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業 業務委託仕様書（案）

1. 委託業務名

フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業

2. 履行期間

契約日から令和5年1月31日（火）まで

3. 委託業務の目的及び概要

JRグループ6社と地元自治体、観光関係団体等が連携して、全国に観光誘客宣伝を展開する大型観光キャンペーン「岡山DC（デスティネーションキャンペーン）」（実施期間：令和4年7月～9月）の実施に伴い、岡山市内に点在する飲食店、カフェ、農園、観光・文化施設等で提供される、岡山のフルーツを素材にしたメニューを割安料金で利用できる観光客向けクーポンを販売するとともに、店舗や施設の近辺に位置する寺社仏閣、史跡など、市内に広がる観光資源をWEBサイトやリーフレット等で紹介する。これらのことを通じて、岡山市を訪れる観光客に岡山市のフルーツの魅力と多種多様な観光資源を楽しんでもらい、中心部や一部の地域だけでなく市域全体への観光誘客促進と経済活性化を図ることを目的とする。

4. 委託業務内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「委託者」とする）と十分に協議・調整のうえ、本仕様書の要件を満たす事業の企画、制作および実施を行う。業務実施にあたっては、業務計画の作成、各種調査、取材などの準備段階から、店舗の募集・調整、精算、広報発信など事業の実施に付随する一切、および事業報告を業務範囲とする。

基本的な業務内容は（1）～（5）のとおりとし、その他、委託者と協議した企画を盛り込んで事業を実施すること。

（1）クーポン事業の実施

岡山市内に点在し、岡山産のフルーツを使ったメニューを提供する飲食店、カフェ、農園、観光・文化・体験施設等（以下「店舗・施設等」とする）を割安料金で利用できるクーポンを発行する事業を提案の上、制作し、実施すること。また、クーポン名を提案すること。

①実施時期

令和4年7月～9月

②実施場所

クーポンの利用店舗・施設等は、岡山市内全域を対象とすること（中心部や一部の地域に偏ることとしない）。

③クーポン

クーポンは、利用者が1,500円で購入し、3,000円分のメニューの購入・体験が利用できるものとする。

クーポンは、3枚綴りを1セットとして3つの店舗・施設等で利用できるものを基本とする。

(基本例)

クーポン1セット(クーポン1枚で1,000円分のメニューの購入・体験が可能×3枚)

※ただし、上記の利用者購入額(1,500円)および1セット当たりの対価(3,000円分)の条件の上で、1セット当たりのクーポンの枚数(3枚)や、1枚当たりのメニューの対価(1,000円分)を変えても構わない。

なお、クーポンの販売合計セット数は4,000セット程度とし、県内外の方が購入および利用しやすく、また、各店舗・施設等からの報告や精算事務が行いやすいよう、販売チャネルやシステムを検討すること。

④店舗・施設

利用店舗・施設等の数は25以上(ただし岡山市内4区にまたがるものとする)とし、店舗・施設等の募集や、利用メニューの決定、WEBサイトやパンフレット等への掲載情報など各種調整事務を行うこと。また、店舗・施設等へは、利用後に速やかに精算を行うこと。

(上記③の基本例に基づく精算額)

クーポン1枚当たりのメニューの対価(1,000円分)×利用枚数

⑤特設サイト・パンフレット等

利用者が利用しやすいよう、参加店舗を網羅した地図付きの特設サイト・パンフレット等を作成し、公開および配布すること。なお、特設サイト・パンフレット等には、各店舗・施設等の地図上の位置、写真、簡単な解説文、営業日や営業時間、連絡先等の基本情報を掲載すること。

⑤その他

- ・クーポンは紙でもQRコード読み取り等でも指定はない。
- ・参加店舗の店頭で、POPやステッカー等を掲示するなど、事業の実施が広く公衆に分かる仕掛けを行うこと。
- ・クーポンの販売数が予定していた販売予定数に満たなかった場合は、販売できなかったクーポンの原資(1セット当たりのクーポン原資1,500円に、販売できなかったセット数を乗じたもの)に相当する額を当初の委託料から控除した額をもって委託料とする。

(2) 観光資源・地域資源の発信

クーポンの利用に合わせて周遊や散策につながるよう、参加店舗・施設の近辺に位置する観光資源・地域資源(以下「観光資源」とする)を紹介・発信すること。

①実施時期

令和4年7月～9月

②対象資源

岡山市内の観光資源(寺社仏閣、史跡、遺跡、産業遺産、美術館や作品、博物館、記念館、庭園、動植物園、温泉、自然地形、その他名所などで、旅行誌等で普段取り上げられないものも含む)で、岡山市内全域を対象とすること(中心部や一部の地域に偏ることとしない)。

③特設サイト・パンフレット等

利用者が利用しやすいよう、観光資源を網羅した地図付きの特設サイト・パンフレット等を制作し、公開および配布すること。なお、特設サイト・パンフレット等には、観光資源の地図上の位置、写真、簡単な解説文、その他基本情報を掲載すること。

※特設サイト・パンフレットは、(1)と同一にしても構わない。

④その他

- ・受託者は事業実施にあたって観光資源の施設管理者・土地所有者などと掲載について協議、確認を行うこと。
- ・店舗・施設等でのクーポン利用だけで終わらず、観光資源に足を延ばしてもらえるよう仕組みを工夫すること。

(3) 集客を図れる広報発信

本事業の実施にあたって効果的な広報発信方法を提案の上、実施すること。

方法は、WEB、動画配信、チラシ、ポスター、雑誌掲載、販売チャネルを通じた情報提供など問わないが、岡山DCや同時期に開催される瀬戸内国際芸術祭で県外から多くの来訪が見込まれることから、旅行会社等を利用し全国からの来岡を図れる取り組みを行うとともに、広く周知・告知を図って実際のクーポンの購入・利用増につながるPR戦略や仕掛けを行うこと。また、岡山DC推進協議会が実施する全体広報との連携をしっかりとること。

(4) 効果測定

本事業の実施にあたって、利用者数、利用者の属性、店舗・施設等での利用状況などを把握するとともに、利用者向け、店舗・施設等向けのアンケートについて提案の上、実施すること。

アンケートの手法は問わないが、高い回収率が期待できるものとする。なお、アンケートの項目は委託者や岡山市観光振興課（以下「市」とする）と協議すること。

(5) 旅アトのプロモーション

利用者が、本事業を利用して終わりではなく、宿泊施設到着後あるいは帰宅後も余韻を楽しめる、土産物等の購入等で家族・知人に事業効果が波及する、SNS投稿等を通じて多数に魅力が拡散する、リピーター化し再度の訪問につながる、などの旅アトのプロモーション戦略を提案の上、実施すること。

5. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表（委託作業表）
- (3) 業務責任者届
- (4) 実施体制図
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

6. 業務報告書

- (1) 業務終了後、速やかに、業務報告書（利用者数、利用者の属性、店舗・施設等での利用状況等、利用者が訪問した観光資源、利用者サイド、施設・店舗の声などのアンケートの集計結果、把握した課題と次年度以降の実施に向けた改善事項、その他事業者視点での事業の分析、記録写真など）をすべて日本工業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、3部提出すること。
- (2) 当該業務で制作したリーフレット等の成果物のデータ等一式を、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで、DVD等のメディアに収めて提出すること。なお、紙媒体で配布したものは、メディア提出とは別にアーカイブスとして各10部程度ずつ、委託者に納品すること。
- (3) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (4) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、委託者と協議の上、報告すること。

7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損

害を賠償しなければならない。

9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

10. その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、調査、制作、進行管理全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託者・市と協議を行うこと。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (4) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (7) 本業務について会計実地検査が行われる場合には、協力すること。
- (8) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 本業務の実施にあたって、環境負荷低減に努めること。
- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者・市と受託者とが協議して決めるものとする。

フルーツ王国岡山めぐりクーポン事業業務委託 企画提案書等評価基準

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|--------|------------------------------------|-----|
| 取組方針 | 事業趣旨の理解度 | 10 |
| 業務内容 | クーポン事業の実施<魅力> (仕様書 4-(1)) | 15 |
| | クーポン事業の実施<利便性> (仕様書 4-(1)) | 15 |
| | 観光資源・地域資源の発信 (仕様書 4-(2)) | 10 |
| | 集客を図れる広報発信<全国からの集客> (仕様書 4-(3)) | 10 |
| | 集客を図れる広報発信<利用増の戦略> (仕様書 4-(3)) | 10 |
| | 効果測定 (仕様書 4-(4)) | 5 |
| | 旅アトのプロモーション (仕様書 4-(5)) | 10 |
| 実施体制 | 実施体制・人員体制の構築 | 5 |
| スケジュール | スケジュールの実現可能性の高さ | 5 |
| 費用 | 事業経費積算の適切度 | 5 |
| 合 計 | | 100 |

(注) 審査会委員の採点が平均で60点未満の提案は特定しません。